

VI 咲くやこの花館電気機械設備維持管理  
に関する事項

## 咲くやこの花館電気機械設備維持管理に関する事項

### 1、総則

施設の電気機械設備を健全に維持することで、利用者の安全をはかり、高質な市民サービスの提供に寄与することを目的として、電気機械設備の維持管理に必要な事項を定める。

### 2、設備の管理業務

指定管理事業者の行う業務は、上記目的のため設備の点検、修理など維持管理に係る業務とし次の内容に基づき実施すること。

#### (1) 運転監視及び保安業務

- ① 各設備の運転中、操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は修繕などの適切な対応をはかること。
- ② 設備の消耗品の取替え。

#### (2) 設備・機器等の保守点検

- ① 法定点検及び設備の機能保持のため必要な点検は、「資料VI-2 点検整備業務仕様書」の点検整備基準を最低限として実施すること。
- ② 基準に明示がないものでも設備の機能保持のため必要と判断される場合は自主的に実施すること。
- ③ 該当する施設の建築基準法に基づく設備の点検を行うこと。

#### (3) 修繕

- ① 各業務の実施中、発見又は発生した故障、不具合箇所は指定管理事業者の責任において修繕を行うこと。
- ② 修繕に係る費用負担等については、募集要項のリスク分担の項による。
- ③ 修繕によって生じた財産は大阪市の帰属とする。
- ④ 修繕を行う場合は、その費用、内容などについて大阪市へ事前に報告しなければならない。

#### (4) その他

本仕様書に定めのないものでも、目的を達成するため必要な業務を行うこと。

### 3、設備の概要

#### (1) 受電形態

咲くやこの花館 受電方式 高圧引込 3相3線式6.6kV60Hz2回線

#### (2) 設備概要 詳細は「資料VI-1 設備概要」参照

### 4、維持管理の基準

(1) 設備の点検整備

「資料VI-2 点検整備業務仕様書」による。

5、業務の実施

(1) 関係書類の提出

- ① 指定管理事業者は業務の実施に際し、実施計画書、組織体制、修繕計画等、大阪市の求めに応じて提出すること。
- ② 業務完了後は業務実施の報告書を作成し大阪市の求めに応じて提出すること。指定管理事業者は再委託した業務については適切に検査を行うこと。

(2) 届出

本業務に関わる関係官庁等への書類作成及び届出は指定管理事業者が行う。

(3) 業務の記録

各業務の実施状況は書面にて記録しておくこと。

6、管理用図面、台帳

各施設で保管する図面、台帳は、設備更新、修繕などによる内容などを修正、記録し最新の状態を維持すること。

7、本仕様書に明示のない事項

本仕様書に明示のない事項、疑義が生じた事項については、都度大阪市・指定管理事業者で協議の上決定する。